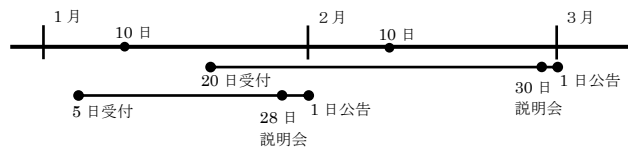


指定給水装置工事事業者の申請書類について

《申請手続き》

- ・受 付 期 間：毎月 10 日締め（閉庁日除く）
- ・事務・施工説明会：受付締め月の末日（閉庁日除く）
- ・公 告 日：受付締め月の翌月 1 日より
- ・手 数 料：10,000 円（交付手数料）

例



《提出書類》

1 新規申請（郵送不可）

- ① 指定給水装置工事事業者指定申請書（表・裏面）【様式第 1 号】
- ② 給水装置工事主任技術者免状の写し
- ③ 誓約書【様式第 2 号】
- ④ 工事実績表（工事経歴表）【様式は自由】
- ⑤ 機械器具調書【様式第 1 号別表】
- ⑥ 機械器具等の写真
- ⑦ 事務所等の写真
- その他
 - ・法 人
 - ⑧ 定款（写しに原本証明）
 - ⑨ 登記簿謄本
 - ・個 人
 - ⑩ 住民票の写し
 - ⑪ 事務所建物の評価証明又は賃貸契約書の写し

法 人〔9 種類〕	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨
個 人〔9 種類〕	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑩ ⑪

2 申請書類に関する留意事項

※ 共通事項

<申請者>

- ・TEL・FAX・Eメールアドレス(取得している場合)は必ず記入してください。
- ・印とある書類には必ず押印してください。
- ・住所は事務所の住所を記入してください。

- ・個人営業の場合、氏名又は名称欄に『〇〇設備』等の名称を記入し、代表者欄に個人の氏名を記入してください。名称がない場合は氏名又は名称欄に個人の氏名を記入してください。

※ 指定給水装置工事事業者指定申請書【様式第 1 号】

<役員>

- ・法人のみ記入してください。
- ・登記簿に掲載されている役員全員を記入してください。

<事業の範囲>

- ・給水装置工事の事業を行うものであることを確認するものです。

<事業所>

- ・給水装置工事を行う事業所の所在地は、企業団給水区域内にある必要はありません。
- ・給水区域内で工事を行う事業所(本店も含む)が複数の場合は、それらの事業所全てを記入してください。3つ以上ある場合は様式を適宜追加してください。

<選任されることとなる給水装置工事主任技術者>

- ・選任者を、事業所ごとに記入してください。
- ・フリガナを必ずふってください。

※ 給水装置工事主任技術者免状の写し

- ・主任技術者証の写しでも可能です。

※ 工事実績表

- ・日付、場所、工事内容(個人情報に該当しない範囲)等の実績(直近半年分)で作成してください。
- ・水道工事に携わっていない場合、他土木工事、設備工事等の実績で作成してください。

※ 機械器具調書【様式第 1 号別表】

- ・定められた4種の機械器具が、各1台以上あるようにしてください。

『水道法第25条の3第1項第2号の厚生労働省令で定める機械器具』

1. 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
2. やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
3. トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
4. 水圧テストポンプ

- ・型式、性能は、記入できる範囲で記入してください。(電動・エンジン付き等の工具については、作業能力又は型式を記入してください。)

※ 機械器具等の写真

- ・上記、4種の機械器具写真。

※ 事務所等の写真

- ・事務所外観(事業所看板含む)、事務所内を2、3枚程度。

3 指定事項の変更申請

○指定事項（住所・名称・代表者・役員）の変更

○変更のあった日から 30 日以内に届け出てください。

《提出書類》

① 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書【様式第 4 号】

② 誓約書（代表者が変更の場合）【様式第 2 号】

③ 指定給水装置工事事業者証（旧事業証返却後、再発行）

④ 事務所等の写真（事業所移転の場合）

● その他

・法人

⑤ 定款（写しに原本証明）

⑥ 登記簿謄本

・個人

⑦ 住民票の写し

⑧ 事務所建物の評価証明又は賃貸契約書の写し

※事業所の名称（法人の組織変更を含む）

法人〔4 種類〕	① ③ ⑤ ⑥
個人〔2 種類〕	① ③

※事業所の住所

法人〔4 種類〕	① ③ ④ ⑤ ⑥
個人〔3 種類〕	① ③ ④ ⑧

※代表者の氏名

法人〔4 種類〕	① ② ③ ⑥
個人〔4 種類〕	① ② ③ ⑦

※役員の氏名（役員の増減を含む）

法人〔2 種類〕	① ⑥
----------	-----

○支店の変更

《提出書類》

① 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書【様式第 4 号】

② 給水装置工事事業所届

③ 給水装置工事主任技術者免状の写し

④ 機械器具調書【様式第 1 号別表】

⑤ 事務所等の写真

4 主任技術者の選任・解任

○給水装置工事主任技術者を追加して選任したとき、又は解任したときは遅滞なく届出てください。

○選任できる給水装置工事任技術者がいない場合は、事業を休止するか廃止することになります。

《提出書類》

※選任の場合

- ① 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書【様式第6号】
- ② 給水装置工事任技術者の免許の写し（給水装置工事任技術者の写し）

※解任の場合

- ① 給水装置工事任技術者選任・解任届出書【様式第6号】

5 事業の廃止・休止・再開

○事業の廃止又は休止したときは、廃止又は休止の日から30日以内に届出てください。

○事業を再開したときは、再開の日から10日以内に届出てください。

《提出書類》

※廃止の場合

- ① 指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書【様式第5号】
- ② ボール式止水栓開閉キー（貸与品）
- ③ 指定給水装置工事事業者証

※休止の場合

- ① 指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書【様式第5号】
- ② ボール式止水栓開閉キー（貸与品）

※再開の場合

- ① 指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書【様式第5号】